

●障害等の程度と申請書類一覧

区分	障害等の程度	措置の方法	申請書類
視覚障害	・全盲又は弱視力で、点字および音声読み上げの出題によってのみ受験が可能な者	①点字による出題および音声読み上げによる出題 ②点字による解答作成またはパソコンを使用した解答作成 ③試験時間の延長 選択式1.5倍、択一式1.5倍 (選択式 120分(40分延長) 択一式 315分(105分延長)) ④介助者の介助 ※教室の移動、トイレ使用等の介助(介助者は受験者が手配)	・特別措置申請書 ・医師の診断書(原本、3ヶ月以内発行のもの。点字および音声読み上げの出題の必要性が記載されているもの。) ・身体障害者手帳の写し ・その他の資料(必要な場合)
	・良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者	①試験時間の延長 1.25倍 (選択式 100分(20分延長) 択一式 265分(55分延長))	・特別措置申請書 ・医師の診断書(原本、3ヶ月以内発行のもの。) ＜診断書の記載内容＞ (A)眼鏡等使用時の矯正視力 (B)試験時間延長の必要性またはマークシートに代わる解答方法の必要性について記載のあるもの。
	・両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上のもの	②チェック式解答用紙(※)による解答(本人希望ある場合) ※医師の診断により「試験問題用紙の拡大」措置をあわせて実施	・身体障害者手帳の写し ・その他の資料(必要な場合)
	・一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下の者で両眼の視力の和が0.2を越える者	①試験問題用紙の拡大(B5→A3) ②チェック式解答用紙(※)による解答	・特別措置申請書 ・医師の診断書(原本、3ヶ月以内発行のもの。) ＜診断書の記載内容＞ (A)裸眼視力 (B)眼鏡等使用時の矯正視力 (C)問題拡大の必要性、マークシートに代わる解答方法の必要性について記載のあるもの。 ・身体障害者手帳の写し ・その他の資料(必要な場合)
	・上記以外の視覚障害を有する者で医師の診断書にマークシートに代わる解答方法の必要性について記載がある場合	①チェック式解答用紙(※)による解答	・特別措置申請書 ・医師の診断書(原本、3ヶ月以内発行のもの。) ＜診断書の記載内容＞ (A)眼鏡等使用時の矯正視力 (B)マークシートに代わる解答方法の必要性について記載のあるもの。 ・身体障害者手帳の写し
聴覚に障害を有する者	①補聴器の持参使用 ②座席を前列に配席 ③注意事項等の文書による伝達(印刷物の配付)	・特別措置申請書 ・身体障害者手帳の写し又は医師の診断書(原本、3ヶ月以内発行のもの。)	

※チェック式解答用紙とは、解答欄の枠が大きくなっているもので、正答とするものに印(チェック)を付けて解答する用紙です。

区分	障害等の程度	措置の方法	申請書類
肢体障害	・体幹又は上肢の機能障害を有する者で、健常者に比し筆記速度が著しく遅いもの	①試験時間の延長 1.33倍 (選択式 110分(30分延長) 択一式 280分(70分延長)) ②チェック式解答用紙(※)による解答 ③1階又はエレベーターのある建物での受験 ④洋式又は障害者用トイレに近接する試験室 ⑤車椅子での来場または車椅子のまま受験 ⑥杖の持参使用	・特別措置申請書 ・身体障害者手帳の写し又は医師の診断書(原本、3ヶ月以内発行のもの。) ・その他の資料(必要な場合) <u>※左記の措置①又は②を希望する場合は、身体障害者手帳の写しのほかに、医師の診断書が必要です(原本、3ヶ月以内発行のもの。筆記能力、座位保持機能等、試験時間延長またはマークシートに代わる解答方法の必要性について記載のあるもの。)。具体的な記載事項は別紙を参照。</u>
	・体幹又は上肢の機能の障害を有する者で、指定した解答方法による解答が困難なもの	①チェック式解答用紙(※)による解答 ②1階又はエレベーターのある建物での受験 ③洋式又は障害者用トイレに近接する試験室 ④車椅子での来場または車椅子のまま受験 ⑤杖の持参使用	・特別措置申請書 ・身体障害者手帳の写し又は医師の診断書(原本、3ヶ月以内発行のもの。) ・その他の資料(必要な場合) <u>※左記の措置①を希望する場合は、身体障害者手帳の写しのほかに、医師の診断書が必要です(原本、3ヶ月以内発行のもの。筆記能力、座位保持機能等、マークシートに代わる解答方法の必要性について記載のあるもの。)。具体的な記載事項は別紙を参照。</u>
	・会場内の移動等に補助が必要なもの	①介助者の介助 ※教室の移動、トイレ使用等の介助(介助者は受験者が手配)	・特別措置申請書 ・身体障害者手帳の写し又は医師の診断書(原本、3ヶ月以内発行のもの。) ・その他の資料(必要な場合)
妊 娠 中	①机と椅子が固定式でない座席への配席 ②座布団、膝掛けの使用 ③1階又はエレベーターのある建物での受験	・特別措置申請書 ・母子手帳の写し(氏名及び母子手帳の発行日及び分娩予定日が記載されている箇所)	
上記以外の障害、傷病	個別に審査を行う。(ただし、試験時間の変更および解答方法の変更は、いたしません。)	①特別措置申請書 ②身体障害者手帳の写し又は医師の診断書(原本、3ヶ月以内発行のもの。)	

視覚障害(全盲・弱視力)又は肢体障害により、介助者の介助を希望する方へ

- ① 試験監督者は、受験者の補助をすることはできません。会場内の移動等に補助が必要な場合は、受験者が介助者を手配してください。
- ② 介助者との関係(親族・有料ヘルパー等)及び介助内容について、特別措置申請書の【特筆事項】欄に記入してください。
- ③ 事前申請・許可のない介助者は試験会場に入れません。また、介助者の試験室への入室には、都度、試験監督者の許可が必要です。
- ④ 試験時間中、介助者は試験室前で待機となります。試験監督者から指示があった場合には従ってください。なお、従わない場合は、不正行為とみなして取り扱う場合があります。

I 肢体障害にかかる受験特別措置（解答方法、試験時間の変更を伴う場合）の内容

1 「体幹又は上肢の機能障害を有する者で、指定した解答方法（※1）による解答が困難なもの」

（措置内容）

○チェック式解答用紙による解答（※2）

体幹又は上肢の機能障害によりマークシートを塗りつぶすことは、困難又は不可能であるが、筆圧は弱いものの、2mm程度の線を引く等の筆記能力がある場合にマークシートに代えてチェック式解答用紙を使用し、試験時間の延長は行わない。

※1 「指定した解答方法」は、正答となる解答欄を塗りつぶすマークシート方式を採用

※2 チェック式解答用紙への氏名、受験番号の記入は、受験者からの事前申請及び医師の所見により、書字が困難又は不可能であることが確認できる場合に、受験者による自書にかわり氏名、受験番号をあらかじめ印刷したものを用意

2 「体幹又は上肢の機能障害を有する者で、健常者に比し筆記速度が著しく遅いもの」

（措置内容）

○試験時間の延長 1.33倍

（選択式 110分（30分延長） 択一式 280分（70分延長））

○チェック式解答用紙による解答

体幹又は上肢の機能障害によりマークシートを塗りつぶすことが、困難又は不可能であり、チェック式解答用紙による解答方法をもってしても、2mm程度の線を引く等の筆記をするための時間が健常者に比し著しく要する場合に、「試験時間の延長（1.33倍）」、「チェック式解答用紙による解答」を同時に実施。

（裏面にもあります）

II 医師の診断書

以下の項目について記入願います。

1. 氏名
2. 生年月日
3. 性別
4. 診断名
5. 現症（体幹機能障害、上肢機能障害）
6. 医師の所見
 - あ) 書字姿勢（座位、臥位）
 - い) 座位の保持時間（制限がある場合）
 - う) -1 利き手（右、左）
 - う) -2 利き手でマークシートを塗りつぶすのに要する時間
（ほぼ健常者と変わらない、健常者より若干時間を要する、
健常者に比し著しく時間を要する（健常者に比し 約 倍））
 - う) -3 利き手とは反対の手でマークシートを塗りつぶすのに要する時間
（ほぼ健常者と変わらない、健常者より若干時間を要する、
健常者に比し著しく時間を要する（健常者に比し 約 倍））
 - う) -4 利き手で2mm程度の長さの線を引くのに要する時間
（ほぼ健常者と変わらない、健常者より若干時間を要する、
健常者に比し著しく時間を要する（健常者に比し 約 倍））
 - う) -5 利き手とは反対の手で2mm程度の長さの線を引くのに要する時間
（ほぼ健常者と変わらない、健常者より若干時間を要する、
健常者に比し著しく時間を要する（健常者に比し 約 倍））
 - え) 診断書の発行日
 - お) 医師の氏名、診療科名
 - か) 病院名
 - き) 病院の所在地、電話番号

III お問い合わせ先

全国社会保険労務士会連合会 試験センター
電話 03-6225-4880 FAX 03-6225-4883
担当：特別措置係